

平成26年4月20日執行 清須市議会議員一般選挙 投・開票結果

4月20日(日)に、「清須市議会議員一般選挙」が行われ、新しい市議会議員22名が決定しました。

投票結果

	当日の有権者数	投票者数	投票率
男	25,762人	12,586人	48.85%
女	25,982人	13,977人	53.79%
計	51,744人	26,563人	51.34%



開票の様子

清須市議会議員(届出順)

- 白井 章(民主党)
- 八木 勝之(無所属)
- 大塚 祥之(無所属)
- 高山 萬三(無所属)
- 浅井 泰三(無所属)
- 高橋 哲生(無所属)
- 野々部 享(無所属)
- 飛永 勝次(公明党)
- 加藤 光則(日本共産党)
- 岡山 克彦(無所属)
- 石田 敏治(無所属)
- 小崎 豊(無所属)
- 岸本 洋美(公明党)
- 住田 元紀(無所属)
- 小崎 進一(無所属)
- 天野 武藏(無所属)
- 村瀬 勝哉(無所属)
- 成田 義之(無所属)
- 渡邊 秀人(無所属)
- 林 真子(公明党)
- 久野 茂(無所属)
- 伊藤 嘉起(無所属)

問合せ

防災行政課(本庁舎)

市議会の構成

5月8日(木)に第1回臨時会が開催され、次のとおり正・副議長、監査委員等が選出されました。

◆議長

伊藤 嘉起



◆副議長

岸本 洋美



◆監査委員

住田 元紀

◆議会運営委員会委員長

成田 義之

◆常任委員会

○総務委員会委員長

久野 茂

○福祉委員会委員長

八木 勝之

○建設文教委員会委員長

浅井 泰三

問合せ

議事調査課(本庁舎)

6月議会定例会の日程

本会議・委員会はお気軽に傍聴できます。詳しくは、議事調査課(本庁舎)までお尋ねください。



開会日	会議等
6日(金)	本会議(行政報告・質疑、議案提案・説明)
10日(火)	本会議(一般質問)
11日(水)	本会議(一般質問)
13日(金)	本会議(議案質疑)
16日(月)	総務常任委員会
17日(火)	福祉常任委員会
18日(水)	建設文教常任委員会
23日(月)	本会議(委員長報告・討論・採決)

開会時間

いずれも午前9時30分から



平成26年度(平成27年度採用) 清須市職員採用候補者試験案内

平成26年度(平成27年度採用)の清須市職員採用候補者試験を次のとおり実施します。

●職種、人員及び受験資格

職 種	採用予定人員	受 験 資 格
事務職	若干名	昭和63年4月2日以降に生まれた方で、大学、短大又は高専を卒業又は来春卒業見込みの方
事務職 (身体障害者対象)	若干名	身体障害者手帳の交付を受けた方で、次のいずれにも該当する方 ・昭和59年4月2日以降に生まれた方で、大学、短大又は高専を卒業又は来春卒業見込みの方 ・自力で通勤し、介護者なしで事務職として職務の遂行が可能な方 ・活字印刷文による出題に対応できる方
事務職 (土木・建築)	若干名	昭和63年4月2日以降に生まれた方で、土木課程又は建築課程を専攻し、大学、短大又は高専を卒業又は来春卒業見込みの方
保健師	若干名	昭和63年4月2日以降に生まれた方で、保健師免許を有するか来春取得見込みの方
保育士及び 幼稚園教諭	若干名	昭和63年4月2日以降に生まれた方で、保育士資格と幼稚園教諭免許の両方を有するか来春取得見込みの方

※短大には、学校教育法による専修学校専門課程のうち、修学年限が2年以上かつ1,600時間以上の授業の履修を義務付けているものを含みます。

- 受付期間 平成26年6月2日(月)から13日(金)まで
- 受付時間 月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時15分まで(正午から午後1時を除く)
- 申込方法 申込書、履歴書などの申込書類を持参又は郵送(13日(金)午後5時15分必着)で提出してください。

※申込書及び履歴書については、市指定の用紙を使用してください。
試験案内、申込書及び履歴書は、人事秘書課(本庁舎)で直接受け取るか、市ホームページからダウンロードしてください。

●試験期日及び試験内容 第1次試験 平成26年7月27日(日)

職 種	試 験 内 容
事務職	教養試験、論文試験及び適性検査
事務職 (身体障害者対象)	教養試験、論文試験及び適性検査
事務職 (土木・建築)	教養試験、論文試験、専門試験及び適性検査
保健師	教養試験、論文試験、専門試験及び適性検査
保育士及び 幼稚園教諭	教養試験、論文試験、専門試験及び適性検査

※第1次試験合格者は、後日、面接及び実技等の試験があります。

- 申込・問合せ 清須市役所 企画部人事秘書課(清須市役所本庁舎2階)
〒452-8569 清須市須ヶ口1238番地
電話052-400-2911(内線1211・1212)

「臨時福祉給付金」、「子育て世帯臨時特例給付金」、 「子育て支援減税手当」のお知らせ

平成26年4月からの消費税率の引き上げに伴い、所得の低い方々や子育て世帯への影響を緩和するために、給付金が支給されます。給付金の支給を受けるためには、**基準日(平成26年1月1日)時点で住民登録のあった市町村にて、それぞれ申請が必要**となります。

所得の低い方は

●臨時福祉給付金

対象者 平成26年度市民税(均等割)非課税の方ただし、課税されている方の扶養親族になっている場合や生活保護の受給者である場合は、対象となりません。

支給額 対象者1人につき10,000円(1回限り)老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金等、児童扶養手当、特別障害者手当等の受給者の方は、5,000円を加算

※**対象となる可能性のある方には、7月下旬以降に申請書等を送付する予定です。**申請開始の時期等は、広報7月号や市ホームページでお知らせします。

■**問合せ** 社会福祉課(清洲庁舎)

子育て世帯の方は

●子育て世帯臨時特例給付金 ●子育て支援減税手当(愛知県補助事業)

対象者 平成26年1月分の児童手当・特例給付(※)を受給し、平成25年の所得が児童手当の所得制限限度額に満たない方
※特例給付とは、手当の月額が5,000円の方です。

対象児童 基準日(平成26年1月1日)時点で、中学校3年生までの児童(平成26年1月分の児童手当・特例給付の対象となる児童)

※**「臨時福祉給付金」の対象者と生活保護の受給者となっている児童は、「子育て世帯臨時特例給付金」の対象となりません。**ただし、「子育て支援減税手当」は対象となります。

支給額 対象児童1人につき
それぞれ10,000円(1回限り)

※**対象となる方には、7月下旬以降に申請書等を送付する予定です。**申請開始の時期等は、広報7月号や市ホームページでお知らせします。

公務員の方へ

申請書及び「児童手当受給状況証明書」等が勤務先から配布されます。市では、現在申請受付を開始していません。広報7月号や市ホームページでお知らせする申請期間中に、提出してください。

■**問合せ** 子育て支援課(清洲庁舎)

【振り込み詐欺】や【個人情報の詐取】にご注意ください

「臨時福祉給付金」、「子育て世帯臨時特例給付金」及び「子育て支援減税手当」に関して、清須市や厚生労働省、愛知県などがATMの操作をお願いしたり、手数料などの振込みを求めることは絶対にありません。

ご自宅や職場などに清須市や厚生労働省(の職員)などをかたった電話がかかってきたり、郵便が届いたら、迷わず、清須市役所(電話：052-400-2911)や西枇杷島警察署(電話：052-501-0110又は警察相談専用電話(#9110))にご連絡ください。

春の叙勲 受章おめでとございます

【瑞宝双光章】 田島 賢洲さん(清洲)

長年にわたり、保護司として更生保護活動に尽力された功績により、春の叙勲において瑞宝双光章を受章されました。

厚生労働大臣特別表彰の受賞 おめでとございます

長年にわたり、民生委員・児童委員として社会福祉の推進に尽力された功績により、次の方々が「平成25年度厚生労働大臣特別表彰」を受賞されました。

山本 美佐保さん(春日天神)
服部 武治さん(一場)
加藤 定雄さん(春日宮重町)

「庄内川水辺の散策路」完成のお知らせ

庄内川の水辺空間を活かし、流域の連携・交流を促進するため、国土交通省にて整備を進めていました「庄内川水辺の散策路」が完成しました。

この散策路は、みずとびあ庄内から下流の大治町庄内川河川敷公園に至る全長3.2キロメートルで、庄内川の美しい景観を見ながら散策することができます。

庄内川の自然環境を肌で感じながら、健康づくりなどにご利用ください。



■問合せ 都市計画課(西枇杷島庁舎)



皆様のご意見をお聞かせください パブリック・コメント



「市役所本庁舎と周辺公共施設」

清須市本庁舎増築・改修工事基本設計(案)について

市では、平成25年5月に策定した本庁舎の増築と周辺公共施設を整理統合する方針である「清須市庁舎等再編基本方針」に基づき、庁舎の配置や階層、備えるべき機能や性能などの検討を行い、基本設計(案)を作成しましたので、その内容について市民の皆様のご意見をお聞きするため、パブリック・コメントを実施します。

案 件 名	清須市本庁舎増築・改修工事基本設計(案)
閱 覧 場 所 (右記施設の開庁日・開館日に閲覧が可能です。閲覧時間は午前8時30分～午後5時15分です。)	市役所本庁舎・西枇杷島庁舎・清洲庁舎・春日支所・アルコ清洲・清洲市民センター・清洲総合福祉センター・カルチバ新川・新川体育館・新川福祉センター・にしび創造センター・にしびさわやかプラザ・西枇杷島福祉センター・春日公民館・市立図書館 市ホームページ http://www.city.kiyosu.aichi.jp
意見提出資格	市内にお住まい、お勤め又は在学中の方及び事務所又は事業所を有する方
意見提出方法	案件名、氏名(法人名)、住所をご記入のうえ、郵送、FAX、Eメール、窓口又は提出箱への投函により提出してください。様式は問いませんが、市ホームページからダウンロードしていただくか、各閲覧場所に設置してある募集用紙をご利用いただくこともできます。(※電話・口頭でのご意見は受付しません。)
意見募集期間	6月2日(月)から7月1日(火)まで 郵送は締切日の消印有効、その他は締切日必着
提出されたご意見の取扱い・対応	提出されたご意見は、整理・分類したうえで、市の考え方とともに一定期間公開します。なお、個人情報に関しては公開しません。
意見提出先	【郵送・FAX・Eメールの場合】 〒452-8569 清須市須ヶ口1238番地 清須市役所本庁舎 財政課あて FAX 052-400-2963 Eメール zaisei@city.kiyosu.lg.jp 【窓口の場合】 財政課(本庁舎)、西枇杷島支所、清洲支所又は春日支所 【投函の場合】 各閲覧場所に設置された提出箱へ投函してください。

■問合せ 財政課(本庁舎)

税だより

■問合せ 税務課(本庁舎)

市・県民税の納税通知書のお知らせ

6月上旬に市・県民税が課税となる方へ納税通知書を発送します。会社にお勤めの方については、お勤めの会社を通じて今年度の市・県民税の税額をお知らせします。

市・県民税の減免制度のお知らせ

次に該当する方は、課税された市・県民税が減免される場合があります。

【対象となる方】

（申請に必要な書類等）

- ① 総所得金額が200万円以下の方で、前年に比べ当該年中の総所得金額の見込金額が2分の1以下に減少する方（平成26年の収入がわかるもの、印鑑、平成26年度納付書）
- ② 前年総所得金額が200万円以下の方で、雇用保険を受給している方（雇用保険受給資格者証、印鑑、平成26年度納付書）
- ③ 災害等により被害を受けた方（被災証明書、印鑑、平成26年度納付書）

【付書】

- ④ 生活保護法の規定により扶助を受けている方（保護開始決定通知書、印鑑、平成26年度納付書）
- ⑤ 勤労学生である方（在学証明書、印鑑、平成26年度納付書）

※分離課税（譲渡所得・退職所得等）にかかる税金については減免の対象になりません。

※既に納付された市・県民税については、減免の対象になりません。

※申請に必要な書類等は、該当する減免条件により異なります。

【減免申請をする時期】

納期限の7日前（第1期分は6月23日（月））までに必ず申請書を提出してください。それ以降は、減免申請の受付はできませんのでご注意ください。

【受付場所】

税務課(本庁舎)

【受付時間】

午前8時30分～午後5時15分
(土・日曜日、祝日を除く。)

住宅のバリアフリー改修工事に伴う固定資産税の減額のお知らせ

平成25年4月1日から平成28年3月31日までの間に、一定のバリアフリー改修工事が行われた住宅

について、翌年度分の固定資産税の税額（100平方メートル相当分）を3分の1減額します。

【要件】

65歳以上の方、要介護認定又は要支援認定を受けている方、障害者の方のうち、いずれかの方が居住する既存の住宅において、補助金を除く自己負担が、50万円超の工事を行った方が対象となります。対象となる工事につきましては、税務課(本庁舎)へお問合せください。

【申請方法】

改修工事後3か月以内に、工事明細書や写真(改修前後)などの関係書類を添付して、税務課(本庁舎)へ提出してください。(工事内容を示す書類は、建築士登録性能評価機関等による証明でも可とします。また、工事内容等を書類で確認するとともに、必要に応じ現地確認を行います。)

65歳以上の公的年金受給者で市・県民税を納税されている方へ

平成21年10月から、公的年金所得に対する市・県民税の支払方法が、役所、銀行等に出向き、窓口でお支払いしていただく方法か

ら、公的年金から特別徴収(天引き)される方法に変更となりました。

年金受給者が支払うべき市・県民税を、日本年金機構などの「年金保険者」が市へ直接納め、受給者には年金から税金を差し引いた差額が支払われることとなり、納税のために金融機関へ出向いたり、現金を用意する必要がありません。

【対象となる方】

次の条件を全て満たす方

- ① 平成26年4月1日現在で年齢が65歳以上の公的年金受給者
- ② 市・県民税の納税義務者
- ③ 年額18万円以上の老齢基礎年金又は老齢年金、退職年金等の受給者

【対象となる税額】

厚生年金、共済年金、企業年金などを含む全ての公的年金等に係る所得額に応じた税額(税額は、老齢基礎年金又は老齢年金、退職年金等から特別徴収)

【実施時期】

初めて特別徴収となる場合、平成26年10月支給の年金から天引きとなります。(対象とならない方や年金以外の所得に係る市・県民税については、従来どおりの方法により支払い)



メール 声のポスト 皆様からのご意見・ご要望など

市では、市民の皆様の声を市政等に反映させるため、ご意見・ご要望等をEメールや声のポスト(市内18箇所に設置)にお寄せいただいています。

平成25年度におきましては、Eメール、声のポストでそれぞれ121件のご意見をいただきました。

■問合せ 人事秘書課(本庁舎)

Eメール・声のポスト ご意見・ご要望の内訳

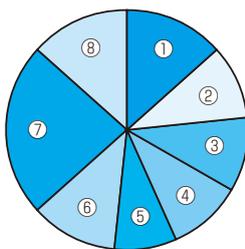
◆Eメール

1.お問合せ	15件
2.ご意見・ご要望	60件
3.その他	46件
計	121件

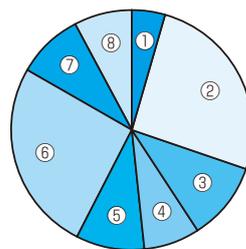
◆声のポスト

1.お問合せ	4件
2.ご意見・ご要望	66件
3.その他	51件
計	121件

ご意見・ご要望(60件)の内訳



ご意見・ご要望(66件)の内訳



●主なご意見等を紹介します

Q. 最近、清須市民となりました。以前住んでいた市では、市立図書館以外に地区の公民館などに、小規模ながら貸出可能な図書室がありました。今の家から市立図書館が遠く、車がなければ行けないのがとても残念です。市立図書館以外に、どこか貸出可能な場所はありますか？

A. 現在、市内の図書館は市立図書館のみですが、利用者の方への利便性を低下させないように、市立図書館の所蔵している資料の検索、貸出、返却及び貸出利用カードの交付を行う「サービスポイント」を設けています。

サービスポイントは、現在「にしびさわやかプラザ(西枇杷島町住吉1番地1)」、「新川体育館(須ヶ口1251番地1)」、「清洲市民センター(清洲弁天96番地1)」に設置しており、いずれも利用時間は午前10時から午後5時までで、図書館の休館日にはご利用できません。

また、市立図書館へは「きよすあしがるバス」も運行しておりますので、ぜひご利用ください。

Q. 広報清須のスピーカーが、家のすぐそばにあります。こんなに近いのに、または近すぎるからなのか、いつも音が反響してよく聞き取れません。

A. 防災行政無線は、災害時等に情報を提供するために、市内107箇所にスピーカーを設置しています。日頃は、保守点検等でスピーカーの向きや音量の調整をするなど、情報伝達ができるよう努めていますが、どうしても聞こえにくい場所や天候等の状況によって聞こえにくい場合があります。

そこで、24時間以内に防災行政無線で放送された内容を電話で確認していただける「音声自動サービス」を行っています。052-400-2913へ電話をかけていただくと、放送内容を確認していただけます。

このサービスについては、水害対応ガイドブックや市の広報紙への掲載、地域の自主防災訓練等により周知を図っているところですが、今後も様々な機会を利用して、周知に努めていきます。

国民年金の届出・手続きを必ず行ってください

国民年金は、日本国内に住所がある20歳以上60歳未満のすべての方が加入する制度です。

届出を忘れると、将来受け取る老齢基礎年金の年金額が少なくなったり、受けられなくなる場合があります。また、不慮の事故や病気で障がいが残ったり、万が一亡くなられたときには、障害基礎年金や遺族基礎年金が支給されなくなるおそれがあります。

次のようなときには、市役所への届出が必要です。届出を忘れずに行つて、あなたの大切な年金の権利を守ってください。

●20歳になったとき

厚生年金や共済組合に加入していない方が20歳になったときは、国民年金の第1号被保険者になります。日本年金機構より「国民年金被保険者資格取得届」が送付されますので、ご記入のうえ同封の返信用封筒にて返送してください。

●会社を退職したとき

会社などに勤めていて、厚生年金や共済組合に加入している方は、国民年金の第2号被保険者になります。

第2号被保険者の方が、60歳になる前に会社などを退職したときは、国民年金の第1号被保険者になりますので、市役所に「国民年金被保険者種別変更届」を提出してください。

※手続きに必要なもの

離職票等、年金手帳、印鑑

●被扶養配偶者の方の収入が増えたとき

会社などに勤めて、厚生年金や共済組合に加入している方の被扶養配偶者の方(20歳以上60歳未満の方に限る)は、国民年金の第3号被保険者になっています。

第3号被保険者の方のパート収入などが130万円以上になったときは、被扶養配偶者でなくなり、第1号被保険者になりますので、市役所に「国民年金被保険者種別変更届」を提出してください。

※第3号被保険者の方が離婚したときにも、第1号被保険者になるための手続きが必要です。

※手続きに必要なもの

健康保険喪失連絡票等、年金手帳、印鑑

●被扶養配偶者の配偶者が退職したとき

配偶者の方が退職して、厚生年金や共済組合の加入者でなくなる

と、それまで国民年金の第3号被保険者だった方は、被扶養配偶者でなくなり、第1号被保険者になりますので、市役所に「国民年金被保険者種別変更届」を提出してください。

●国民年金に加入するとき、加入者の種別が変わるとき

※老齢厚生年金等を受けられる権利をもっている配偶者の方が、65歳になつて第2号被保険者でなくなつたときも、それまで第3号被保険者だった方は、第1号被保険者になるための手続きが必要です。

※手続きに必要なもの

離職票等、年金手帳、印鑑

事項	国民年金の種別
20歳になったとき	年金未加入 ↓第1号被保険者
会社を退職したとき	第2号被保険者 ↓第1号被保険者
第3号被保険者のパート収入が増えたとき、配偶者が退職したとき、離婚したとき	第3号被保険者 ↓第1号被保険者

問合せ 名古屋西年金事務所
☎052・524・6005

お詫びと訂正

広報清須5月号(106号)の2ページ「平成26年度市政推進委員」のところで記載誤りがありました。お詫びし次のとおり訂正します。

(誤)	新川第4	倉知	正隆
↓			
(正)	新川第4	倉地	正隆

■問合せ 防災行政課(本庁舎)

市政推進委員変更のお知らせ

西市場一・二・三丁目ブロックの市政推進委員が、福田盛俊さんから池野正治さんへ変更となりましたので、お知らせします。

■問合せ 防災行政課(本庁舎)



清須市自転車等駐車対策基本方針を策定

平成25年度に「清須市自転車等駐車対策協議会」を設置し、自転車等利用実態調査を実施しました。その結果をもとに、駅周辺の無料自転車等駐車場の課題を解決するための具体的な方策などについて次のように検討を行い、「清須市自転車等駐車対策基本方針」を策定しました。

無料自転車等駐車場の課題	課題解決のために有料化を図ることで期待できる効果
1. 徒歩圏内である近距離から多くの需要があり、駅に近い自転車等駐車場に需要が集中	1. 自転車等駐車需要の適正化(近隣利用者の抑制)
2. 駐車場の維持管理費のほとんどが市の一般財源歳出	2. 財政負担の適正化
3. 維持管理費の負担について、一定割合の受益者負担が必要	3. 適切な受益者負担
4. 安全性や防犯性に問題、長期放置により駐車スペースを圧迫	4. 安心して利用できる自転車等駐車場の確保(安全性・快適性・防犯性を強化するための財源確保)
5. JR清洲駅、名鉄新清洲駅では土地区画整理事業に伴い、自転車等駐車場が廃止されるが、代替の用地費や建設費の財源確保が困難	5. 恒久的な自転車等駐車場の確保(借地料負担の軽減)
6. 民間の有料自転車等駐車場は、極めて利用率が悪く、有効利用されず	6. 民間自転車等駐車場事業者の参入促進(新規整備コストの削減)

※詳しくは、市ホームページをご覧ください。

■問合せ 防災行政課(本庁舎)

全国一斉「子どもの人権110番」強化週間の実施

いじめ・虐待など子どもの人権に関わる悩みごと、心配ごとなどの相談に応じます。相談内容の秘密は固く守られますので、ひとりで悩まず、気軽に相談してください。



と き 6月23日(月)～29日(日)
午前8時30分～午後7時
(ただし、土曜・日曜日は午前10時～午後5時)

※強化週間以外でも、平日の午前8時30分から午後5時15分まで相談に応じています。

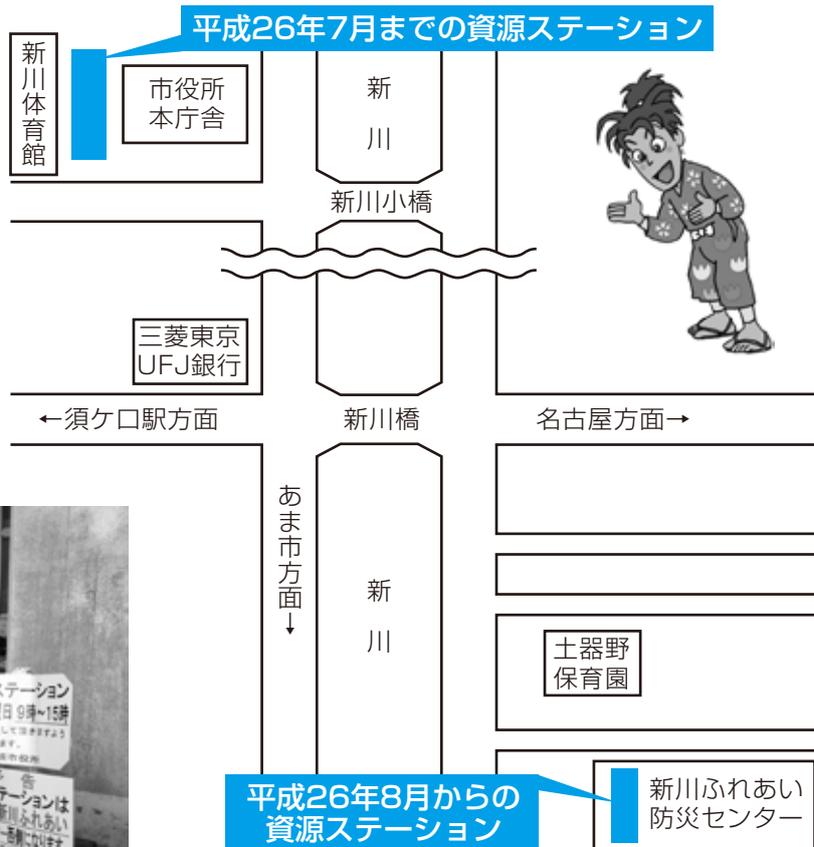
相談専用電話(子どもの人権110番) 電話0120-007-110(フリーダイヤル)

■問合せ 名古屋法務局人権擁護部 電話052-952-8111(内線1450)

資源ステーション (新川体育館東側) 変更のお知らせ

■問合せ 生活環境課(本庁舎)

現在、新川体育館東側で行っている資源ステーション(毎週金曜日)が平成26年8月から新川ふれあい防災センター西側になります。



ごみの減量にご協力ください

■問合せ 生活環境課(本庁舎)

近年、市内から排出される可燃ごみの量が増えています。可燃ごみを減量するには、次のように少し手間をかけていただくと、減量することができます。

●生ごみは水切りを

生ごみの約80%は水分です。水切りを行うことによって重量を約10%減らすことができます。生ごみの腐敗や悪臭の主な原因は、生ごみに含まれる水分です。水分を減らすための工夫をすることで、臭気防止に役立つとともに、ごみの減量や温室効果ガス削減にも効果があります。

ごみ減量化の第一歩として、生ごみの水切りにご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

生ごみの水分を減らすために、次のポイントを押さえておきましょう!

- ①濡らさない ②しぼる ③乾かす

●可燃ごみの紙類の多くは資源に

可燃ごみの中には、新聞、雑紙などが多く含まれていますが、こうしたものを資源として排出すれば、ごみの量を減らすことができます。

ごみの減量について、ご理解とご協力をお願いします。



祭

初夏の風物詩 “尾張西枇杷島まつり” 開催!

美濃路に初夏を告げる「尾張西枇杷島まつり」が開催されます。
 まつりでは、“200年余の歴史を誇る勇壮な5輦の山車”が美濃路沿いを練り歩き、山車の上で舞う“からくり人形”も見ものです。

と き 6月7日(土)・8日(日)
と ころ 美濃路沿い

※7日(土)には、リバーランドで花火を打ち上げます。
 [荒天の場合は8日(日)]

※詳細は、広報5月号折込みの「尾張西枇杷島まつりガイド」を参照ください。



■問合せ 産業課(本庁舎)

愛知万博
メモリアル

第9回愛知県市町村対抗駅伝競走大会 清須市代表選手候補募集!!



と き	12月6日(土) 午後0時30分から(予定)
と ころ	愛・地球博記念公園
区間・距離	9区間 29.7キロメートル(予定)
募 集	小学生(男・女)、中学生(男・女)、ジュニア(男・女)、 一般(男・女)、40歳以上(男女不問)
資 格	市内にお住まい又はお勤めの方(県内の小・中・高校生は、保護者の住まいが市内であること。)
応 募 期 日	6月29日(日)まで
申 込 ・ 問 合 せ	スポーツ課(新川体育館) 電話052-409-1535

